

〔宣胤卿記〕文明十二年正月廿六日丁未、自左少辨許宣下、兩通正月十三日正二位藤原朝臣信宜叙、贈太政大臣到來、極位者、內府也、贈官者、故大炊御門內府稱號也、今日忌日也、當今御門後土御母信子藤原御、

父分也、仍及此沙汰者也、則下知大內記、

〔台德院殿御實紀六十〕元和九年七月廿七日、公德川秀忠は此日より天下を御讓與せし、御みづ

からは大御所と稱し奉る、御隱退前後十年にして、寛永九年正月廿四日亥刻、西城の正寢に

して薨じ賜ふ、御壽五十四なり、二月廿九日、勅使參向ありて、台德院殿と勅諡せられ、正一位

を贈らせらる、主上明は太上天皇の尊號を御追贈あらまほしき歎慮おはしけれ、御平常御

謙遜の御志ふかくまし、けるゆゑなによりはかた、御辭退ありければ、先正一位にのぼ

せ給ひけるとぞ聞えし、

〔諸家知譜拙記〕園基音

靈元院外祖、權大納言正二位號、南宗院承應四、二十七、薨、五十二、贈左大臣、

一本云、基音公、寛文七、七、五、贈左大臣、勅使少納言、豐長朝臣、向誓願寺、讀宣命、依當今外祖也、

〔十三朝紀聞七〕弘化元年正月、贈故外祖、權大納言、經逸內大臣、

〔今日抄孝明〕嘉永三年正月二十七日、贈外舅、權中納言、實光左大臣、

〔公卿補任元正〕右大臣正二位藤原朝臣不比等、養老四年八月三日薨、中聖武孝謙二代外祖、中

十月十日壬寅、詔遣大納言正三位長屋王、中就右大臣第、宣詔、贈太政大臣正一位、諡曰文忠公、

食封資人並如全生、

〔續日本紀聖武〕天平十三年正月丁酉、故太政大臣藤原朝臣比等、返上食封五千戶、二千戶依舊返、

賜其家、三千戶、施入諸國國分寺、以充造丈六佛像之料、

〔續日本紀淳仁〕天平寶字四年八月甲子、勅曰、子以祖爲尊、祖以子亦貴、此則不易之彝式、聖主之善

沒後賜封